

# 危機管理計画の策定状況について

平成 11 年 7 月

## ・ 民間重要 5 分野等における取組

### 1 . 金融分野

#### ( 1 ) 危機管理計画への取組状況

各金融機関等は 6 月末を目途に策定準備を進めており、主要行、地銀、第二地銀は、いずれも 6 月末までに策定完了。この他、東京銀行協会、全銀システム、東京手形交換所、東京証券取引所等においても危機管理計画を策定済み。今後は模擬訓練等を通じてよりよいものに改良していくよう努力。

#### ( 2 ) 危機管理計画の具体的内容

各銀行は、万一 2000 年問題が銀行のコンピュータシステムに発生した場合でも、顧客の預金データが消失することのないよう、例えば年末時点のデータを磁気媒体等にバックアップし、また、預金払出に対応できるよう元帳データを紙に印字しておく等の対応をとる。

多くの金融機関等では、1 月 1 日に年明け後直ちにシステム等の起動を確認、2 日には日銀ネット、全銀システム等の共同確認テストを実施、3 日にはこれらを踏まえた対応を行い、万全の体制で 4 日の営業初日を迎えるとしている。

#### ( 3 ) 業界全体としての取組

日本銀行は、昨年 11 月に「コンピュータ 2000 年問題対応に係るベンダーとの共同作業及びコンティンジェンシープラン策定に関する留意事項」、4 月に同行のコンティンジェンシープランの概要、7 月に同プランの重点事項を公表。

全国銀行協会連合会（現全国銀行協会）は、昨年 12 月にリスク・シナリオ分析の実施、リスク軽減策の策定・実施、事業継続・復旧策の策定・実施等を盛り込んだ危機管理計画策定の手引（「西暦 2000 年問題に関する危機管理計画（リスク軽減策および事業継続・復旧策）作成の手引書」）を作成。

#### ( 4 ) 金融監督庁の取組

昨年 8 月に改訂した検査におけるチェックリストや同年 1 2 月に改訂した事務ガイドラインにおいて、顧客・取引先に発生したトラブルの波及や誤作動(危機管理計画発動の判断基準、判断者等)への配慮の必要性を指摘。

今後、金融検査等を通じ各金融機関等が策定した危機管理計画の実態把握を行う。このため 7 月 2 8 日には、従来の金融検査におけるチェックリストに加え、コンティンジェンシー・プランに関する新たなチェックリストを作成・公表。

## 2 . エネルギー分野

#### ( 電 気 )

##### ( 1 ) 危機管理計画策定の目的

電力会社は、従来から設備の故障や災害などで広範囲にわたる停電事故が発生した場合の非常時の対応に関して「防災業務計画」に定め、定期的な訓練を実施。また、電力会社間の相互応援ができるような広域運営体制も整備。

したがって、2 0 0 0 年問題に対してはこれを基本とし、万一システムに不具合が発生した場合でも電力の安定供給を行い、また、顧客サービスや取引先との業務を継続できるよう、万全の態勢で 2 0 0 0 年問題に臨むため危機管理計画を策定。

##### ( 2 ) 危機管理計画の具体的内容

迅速・的確に対策が講じられるように各社それぞれ「2 0 0 0 年問題対策本部」を設置し、全社の状況を把握するとともに、出社・待機連絡体制をとるなど、必要な諸対策を実施。さらにメーカー・委託先との連絡ルートの確認を行い、必要な対応がとれるように準備。

発電所、給電所、配電、通信等のシステムに万一の不具合が発生した場合でも、バックアップ装置や手動により迅速に対応できるよう待機体制・連絡体制を強化する。

年末年始の需要は年間最大時の半分以上程度に低下するが、一方、供給力は、定期点検等により運転できない発電機を除いても、2000年切り替わり時点で、需要の2倍以上が確保されている。したがって、万一、需給面で予測できない事態が発生しても速やかに対応がとれるよう電源構成など事前準備を行う。さらに大口需要家の負荷脱落が発生した場合でも、速やかに発電機出力を絞り、需要と供給のバランスがとれるよう系統運用面での対策を実施する。

事務処理系システムは、1月4日の処理業務の前倒しによるリスク回避や、システムに不具合が発生した場合のリスクを想定し、必要な帳票の出力を行う。さらに1月1日にシステムを稼働させ、1月4日の営業日前に十分な確認を行う。なお、不具合が長引く場合に備えて手作業による業務等の代替措置を定めるなどの準備を行う。

燃料調達先で万一の不具合により燃料供給に支障が生じた場合は、在庫による対応および他の供給先からの調達や他の燃料種別への転換等により対応する。

### **(3) 通商産業省の取組**

通商産業省資源エネルギー庁では、これまで、事業者に対して危機管理計画の策定を要請してきたところ。今後、事業者が策定した危機管理計画についても、外部の有識者の意見も聴取しつつ詳細に検討し、より実効性の高い危機管理がなされるよう努めることとしている。

## **(都市ガス)**

### **(1) 危機管理計画策定の目的**

都市ガス事業者は、従来から設備の故障、災害等による広範囲にわたるガス供給支障が発生した場合の非常時の対応に関して、災害防止のための体制等を定め、定期的に訓練を実施。また、日本ガス協会を中心として、事業者相互の救援体制も整備。

したがって、2000年問題に対しては、既に作成されている災害時の対応体制を基本とし、万一の事態にもガスが安定して供給できるよう、危機管理計画を策定。

### **(2) 危機管理計画の具体的内容**

各事業者は、1999年12月31日から2000年問題対策本部を設置して全社の状況を把握するとともに、要員の出社・待機連絡体制をとるなど万全の体制で対応する。万一、問題が発生した場合には、原因の調査、復旧作業を実施するとともに、手動操作・手作業等必要なバックアップ体制に移行する。顧客や関

係機関への適切な情報提供を行う。

事前準備として、必要資材の調達、業務に必要な帳票・データ類の事前出力、システム回復のためのシステムデータのバックアップ等の対応準備を行うとともに、システムの連携を行っている金融機関、取引先、社外サービス提供者との間で、連絡体制や問題発生時の対応を明確にする。

システムに万一の不具合が発生した場合でも、バックアップ設備の運転や手動運転への切替え等により迅速に対応できるように待機体制・連絡体制の強化を図る。

事務処理系システムは、1月の最初の営業日前までにコンピュータを稼働させ、十分な確認を行う。なお、不具合が長引く場合に備え、手作業による料金収納等の業務遂行など代替手段を定める等の準備を行う。

策定した計画は、実際に問題が発生した場合に確実に機能させるために、社員への教育や訓練を行う。

ガス製造が停止した場合でも、ガス供給は直ちに止まることはないが、その影響を最小限にするため、ガスホルダー等における貯蔵量を多くする等の事前の対策を行う。

### **( 3 ) 業界全体としての取組**

日本ガス協会は、要注意日にはY 2 K 状況確認本部を設置し、非常事態等の発生を想定した組織体制で対応する。万一の場合には、速やかに「救援対策本部」へ移行してガス業界として万全の対応を図る。特に、2000年1月1日には、全事業者の供給状況等の確認を行い、関係機関への報告等を行う。

### **( 4 ) 通商産業省の取組**

通商産業省資源エネルギー庁では、これまで、事業者に対して危機管理計画の策定を要請してきたところ。今後、事業者が策定した危機管理計画についても、外部の有識者の意見も聴取しつつ詳細に検討し、より実効性の高い危機管理がなされるよう努めることとしている。

## **( 石 油 )**

### **( 1 ) 危機管理計画策定の目的**

石油会社は、石油の安定供給の確保などの社会的責務・要請に応えるため、従来から、設備の故障、災害等による緊急時対応として、保安防災施設・機器等の設置といったハード面、情報ネットワークシステム、防災計画策定と訓練実施

といったソフト面での十分な整備を行ってきた。

また、製油所・油槽所など石油会社側の貯油設備には、十分な製品（燃料油）在庫があり、国家備蓄・民間備蓄の合計では、原油を含め、160日分程度の石油を保有しており、万一の場合にもこれらの在庫・備蓄の利用も可能であるため、ただちに石油の安定供給に支障を与えることはない。

したがって、西暦2000年問題に対してはこれらを基本とし、万一不測の事態が発生した場合でも、安全および環境に配慮しつつ、石油の安定供給を確保できるよう、不測の事態に対応した石油製品相互融通に係る石油会社間の連絡体制の整備も含め、万全な態勢で臨むため、危機管理計画を策定する。

## （２）危機管理計画の具体的内容

各社はそれぞれ、全社的な対応組織を設置し、年末年始においては、万一不測の事態が発生した場合に迅速に対応するため、出勤及び待機等の特別な体制をとるとともに、関係機関との迅速な連絡を図るため、各社の連絡先窓口を定めるなどの連絡体制を構築する。

万一不測の事態が発生した場合の代替策のため、必要な資材・原料の調達、設備の改造・転用、業務に必要な帳表・データ類の事前出力、システム回復のためのシステム・データのバックアップ等の対応準備を行うとともに、システム連携を行なっている関連会社、金融機関、取引先と事前に協議し、代替手段等を明確に取り決める。

万一不測の事態が発生した場合に、システムの開発もしくは管理・保守をしている企業、機器の販売もしくは管理・保守を行う企業からの支援について、予め連絡先窓口、支援体制、役割分担等を取り決め、マニュアル化する。

相互に融通・代替可能な製品を扱う他社との情報交換、万一不測の事態が発生した場合の相互融通等に係る石油会社間の連絡体制を整備し、連絡先窓口を明確にし、周知する。

連絡のための複数チャンネルによる通信手段を確保する。

事務処理系システムについては、2000年1月1日以降営業日前に、システム・機器を起動し、テストにより正常な稼働を確認する。

不測事態発生を想定した模擬訓練により、実際の手順と組織的連携の迅速な対応のトレーニングを行い、危機管理計画を確実に実行できるようにする。

## （３）通商産業省の取組

通商産業省資源エネルギー庁では、これまで、事業者に対して危機管理計画の策定を要請してきたところ。今後、事業者が策定した危機管理計画について

も、外部の有識者の意見も聴取しつつ詳細に検討し、より実効性の高い危機管理がなされるよう努めることとしている。

### 3．情報通信分野

#### （電気通信）

##### （１）危機管理計画への取組状況

電気通信事業者団体において、４月に危機管理計画の雛形を作成し各社に提供するなど、９月末までに策定するよう措置。

６月末現在、４０．７％の事業者が策定済み、９月末までに、９９．２％の事業者が策定予定。

##### （２）危機管理の具体的内容

電気通信事業者は、２０００年問題が発生した場合でも迅速・的確な対策が講じられるよう、危機管理計画において、対象とする業務や施設、発生した問題への対応方法、対策本部の体制・役割を予め定め、問題発生時の具体的行動計画を定めている。

さらに、電気通信事業者は、危機管理計画に基づき、２０００年問題による不測の事態に備え、年末年始の体制を整備することとしている。

##### （３）業界の取組

電気通信事業及び機器製造業者などの業界団体等からなる「電気通信２０００年問題連絡会」等において、２０００年を迎えるに当たっての業界全体の連絡体制を８月末までに構築することを検討中。その後、連絡訓練を実施。

##### （４）郵政省の取組

９月末までに１００％の事業者が危機管理計画を策定するようさらに指導を強化。

#### （放送分野）

##### （１）危機管理計画への取組状況

放送事業者は、公共性の高いメディアとして、日頃から「災害マニュアル」や「緊急時対策の手引き」を策定し、機会あるたびに改訂し、社内の周知徹底を

図っている。

２０００年問題に対しては、既に構築されている災害時の対応体制を基本とし、万一の事態にも放送が正常に行われるよう、危機管理計画を策定する。

６月末現在の調査結果では、９月末までに、７８％の事業者が策定予定としている。

## （２）危機管理計画の具体的内容

迅速・的確な対策が講じられるように、社内に「２０００年問題緊急対策本部」を設置。

事前準備として、必要なデータのバックアップ等の対応準備を行うとともに、問題が発生し、放送の継続が困難な状況に陥った場合は、バックアップ設備の運転や手動切換え等により迅速に対応できるように要員の待機、連絡体制の強化を図る。

危機管理計画に基づいて社員向けの「西暦２０００年問題危機管理マニュアル」を作成配布し、危機管理計画への理解を深めさせるとともに、社員における注意事項を周知徹底する。

## （３）業界の取組

８月末までに、２０００年を迎えるに当たっての業界全体の連絡体制を構築する予定。

## （４）郵政省の取組

９月末までに１００％の事業者が策定するよう、個別ヒアリングを通じて、さらに早期の取組を促す。

# ４．交通分野

## （航 空）

### （１）危機管理計画の取組状況

定期航空会社１１社においては、７社が６月末日までに危機管理計画を策定した。残る４社についても遅くとも８月末までに策定することとしており、現在作業中である。各社とも策定後も航空局や国際民間航空機関の危機管理計画と整合性をとるように見直しを行うこととしている。

## ( 2 ) 危機管理計画の具体的内容

各社とも危機管理計画には対象となる業務を定めるとともに事前の準備や問題発生時の具体的な行動計画を盛り込んでいる。また、この危機管理計画への理解を深め、有効なものとするため訓練の実施を計画している。

年始年末に向けては各社において設置されている2000年問題担当部署が中心となり対策を進めていくほか、要注意日や重大な問題が発生した場合には対策本部等を設置し情報の収集や業務を継続するための対策にあたる。

## ( 鉄 道 )

### ( 1 ) 危機管理計画への取組状況

大手鉄道会社等37社においては、4社がすでに危機管理計画を策定しており、残るすべての会社も8月末までには策定する。

### ( 2 ) 危機管理計画の具体的内容

対象となる業務、事前の準備、問題発生時の行動計画等が盛り込まれるよう指導している。

なお、鉄道事業者は、平素から機器の故障、災害等の発生に備え、警察、消防と緊密な連絡体制を整備している。また、社内の非常呼出し体制、鉄道旅客の避難誘導、行政機関への連絡、機器の故障に対する復旧体制など異常時に備えたマニュアルが2000年問題に限らず一般的に備わっており、また、これに基づく教育・訓練も行われていることから、危機管理計画に必要な基本的な体制は既に存在している。

さらに、2000年問題に係る鉄道事業者間の情報交換を目的に「鉄道関係コンピュータ西暦2000年問題連絡会」を開催(平成11年4月26日)し、各社の取り組み状況等について意見交換を実施。

## 5 . 医療分野

## ( 医療用具 )

### ( 1 ) 危機管理計画への取組状況

マイコンチップを搭載した医療用具を取り扱う549社のうち、19%は危機管理計画の策定を完了しており、58%は策定中又は策定予定としている。

## ( 2 ) 厚生省の取組

医療用具製造業者等に対して、危機管理計画の策定を求めているところであり、医療機関、医療用具製造業者等の相互において危機管理体制の構築が図られるように必要な指導等を行うこととしている。

## ( 医療機関 )

### ( 1 ) 危機管理計画への取組状況

全国の医療機関のうち、2000年問題が発生した場合に患者の生命・健康への危険性が高い医療機関（救命救急センター、災害拠点病院、ICU(CCU, NICUを含む)を有する病院等）であって都道府県が重点医療機関として選定した医療機関における取組状況は、8%が「策定を完了」、29%が「9月末までに完了予定」、44%が「11月末までに完了予定」となっている。

### ( 2 ) 危機管理計画の具体的内容

「危機管理計画策定指針」において、すべての医療機関に対して、2000年問題への対応体制の確保、医療機器の動作確認等を求めており、特に越年時に患者を収容している医療機関に対しては、患者の生命・健康を守るため年末年始の人員の確保に努める等必要な体制の確保を求めている。

### ( 3 ) 厚生省の取組

本年6月末に、「危機管理計画策定指針」を策定し、都道府県に重点医療機関等への周知を要請したところであり、今後、全重点医療機関において9月末を目途に年末年始の人員の確保に努める等必要な体制の構築を含む危機管理計画が策定されるよう指導の徹底を図ることとしている。

また、医療機関における2000年問題に起因する重大な事故が多発又は医療機関以外の場における2000年問題に起因する事故等の発生を想定し、各都道府県において地域における危機管理計画を策定するよう求めており、厚生省において当該計画のマニュアルを作成し、通知することとしている。

|                                     |
|-------------------------------------|
| <b>[ 参考 ] コンピュータ・ベンダー（ハード及びソフト）</b> |
|-------------------------------------|

## ( コンピュータハード・ベンダー )

### ( 1 ) 危機管理計画への取組状況

各社とも製品やサービスを使用しているユーザが安心して西暦2000年を迎えられるよう、年末・年始にかけて、ユーザーのテスト支援や万一の場合の障害連絡の受付や復旧支援等に備え、ユーザサポート部門を中心に万全の体制を敷く。各社はこれまでも2000年推進室等の専門窓口部署を設置し、情報の提供やユーザからの各種問い合わせに対応している。また、自社の製品を利用していることが予め分かっているユーザに対する2000年対応状況の告知を行うとともに、最終的な利用者が個別に把握できない一般的な製品については、ホームページ等により情報発信を進めている。

更に、ユーザが使用しているコンピュータ・システム及び自社内のシステムに関し、万一の不具合が生じた場合に備え、代替措置を含め、トラブルによる影響を最小限に止め、迅速な復旧を支援する体制構築及び手順策定を推進している。

なお、ベンダーの危機管理計画は、顧客サイドの要望・ニーズや危機管理体制を踏まえることが第一であり、今後、それに応じた形で年末年始に向けて全体的に見直しや修正を行い、体制を固めていく必要がある。

## (2) 危機管理計画の具体的内容

各社とも、役員クラスを責任者とする全社的な体制を敷いて、「危機管理計画」を策定。年末・年始は、ユーザシステムで万トラブルが発生した場合でも迅速に対応できるよう、コントロールセンタとしての「対策本部(仮称)」の設置を計画。

年末・年始はユーザシステムの危機管理を含む最終リハーサルの実施や2000年本稼働となるため、「年末年始のユーザサポート体制」を構築し対応。

ベンダー社内の設備等に関する不測の事態に備えた対応体制、代替策などを構築し、ユーザへの製品・サービスの提供に支障がでないようにする。

年末・年始はユーザからの問い合わせに対しては、通常の営業、保守ルートと全社レベルで、24時間の受付や対応の指揮を検討している。

また、対応状況等についても情報発信を各社インターネット等を通じて行う。

## (3) 業界全体としての取組

日本電子工業振興協会(JEIDA)においては、一般ユーザの不安感を払拭し、的確な対応を推進するため、以下の活動を実施している。

2000年問題に関するクリティカルデートについて、一般ユーザの参考に資するために、業界としての見解を積極的に広報、JEIDAのホームページ(<http://www.jeida.or.jp>)でも公開中(99年問題、1999年9月9日問題等)。

一般ユーザの危機管理計画策定の参考用にパンフレットを作成、配布。JEIDAホームページでも公開。

年末年始のユーザサポート体制について、業界としての「サポート宣言」の実施を計画。

一般消費者向けの情報提供としてパーソナルコンピュータの対応状況に関するパンフレットを配付予定。

ユーザのテスト支援としてトラブルノウハウ集を JEIDA のホームページにて公開予定。

JEIDA に2000年対策室（仮称）を設け、業界としての共通情報の発信や問い合わせ対応等を行うことを検討中。

## （コンピュータソフト・ベンダー）

### （１）危機管理計画への取組概要

各社は、ユーザーが使用しているコンピュータ・システムの2000年問題への対応が円滑に行われることを第一に考え、経営責任者直轄の「Y2K対策本部」を設け、顧客リストや自社商品の2000年問題対応状況の再点検を行うとともに、担当者の明確化を図るなど事前の2000年問題対応に必要な対策を行う。

また、これらソフトベンダーは、こうした2000年問題への対応状況について、ホームページなどを通じて積極的にユーザーにアピールしている。

なお、ベンダーの危機管理計画は、顧客サイドの要望・ニーズや危機管理体制を踏まえることが第一であり、今後、それに応じた形で年末年始に向けて全体的に見直しや修正を行い、体制を固めていく必要がある。

### （２）具体的な危機管理計画例

#### 基本的取り組み

平成10年9月の政府の西暦2000年問題行動計画に呼応し、同年11月に社長を委員長とする「2000年推進委員会」を発足。調査・対応策検討・対応状況管理・問題解決検討・危機管理計画の策定を推進。

#### 危機管理計画の策定

全国規模での事業展開ならびに多岐にわたる事業内容のため、危機管理計画は、全社レベル、社内各部門毎及び担当顧客毎の三つの構成からなっている。

#### 年末年始の対応について

12月29日～1月4日を特別対応期間とし、夜間も稼働する業務については24時間シフト体制を敷き、さらに営業もシフトをとる。ヘルプデスクは増員。

危機管理計画の見直し

策定した各計画については見直しをおこなう（９月末）。その後、個別に随時追加・修正していく。

### （３）業界の取組

情報サービス産業協会（ＪＩＳＡ）は１９９５年から西暦２０００年問題に関する活動を開始。これまで啓蒙ビデオ、パンフレット、テキスト、ホームページの作成等を通じて情報の提供を実施。１９９９年１月には「西暦２０００年問題中小企業のためのリスク予防策の手引き」を策定し、コンピュータを利用している中小規模ユーザーに対して対策の推進を促している。

また、ＪＩＳＡでは、現在、業界における危機管理計画の策定を促すため「Ｙ２Ｋユーザー支援ガイド」を作成中。同支援ガイドでは、各社が遅くとも９月中には「危機管理計画」を策定し、その中で経営責任者を本部長とする『Ｙ２Ｋ対策本部』を設置することや最終テストの実施、要員の体制や配置、連絡網の整備等を盛り込んだ年末年始の体制を講ずるよう具体例とともに提示する予定。本支援ガイドなどを通じ、今後とも、各社に対し年末年始の体制を含め危機管理計画の整備を早急に行うよう促していく。

今後はＪＩＳＡ内にＹ２Ｋ対策室（仮称）を設置し、会員企業との連絡網を整備し、会員企業や関係諸機関のバックアップの下にＹ２Ｋ対応のコーディネータとして以下のようなユーザー支援活動を行うことを検討中。

- ・ユーザーの情報システムの現状について、対応方法やＹ２Ｋ対応サービス事業所の斡旋・紹介などの対応相談を実施。
- ・年末年始には特別警戒期間を設定し、２４時間サービスを実施。 等

## ．政府における取組

### １．全体的取組及びその計画の概要

人の生命、生活若しくは財産、企業の経済活動または公共の安全と秩序の維持に関わるもの等国民生活、企業活動に密接に関連するシステム、あるいは他国若しくは国際機関との信頼関係にかかわるシステム（Ａランクシステム）については、医療機関を除く中央省庁及び特殊法人等においては、５５８件のうち３６４件（６５％）について、また、医療機関においては、１，２４５件のうち６２７件（５０％）について、危機管理計画の策定が完了。

### ２．各省庁における個別システムの取組例

#### ○警察庁（信号等）

運転者管理システム、交通管制システム及び指令通信システムの３つのシステムについて、平成１１年６月末までに殆どの都道府県で危機管理計画を策定済み。その中ではシステム停止等不測の事態が生じた際の復旧の優先順位付けや一般に対する影響を最小限にするための代替措置等が定められている。

#### ○総務庁（恩給等）

恩給事務総合システム及び特殊法人北方領土問題対策協会が有する北方地域旧漁業権者等貸付業務システムについて万一トラブルが発生した場合の対処方法等を定めた危機管理計画を策定済み。同計画に沿った危機管理対応体制を整備。また、２０００年の年始において、システム運用開始以前に動作確認試験等を実施し、実際の運用に支障のないことを確認する予定。

#### ○防衛庁（防衛システム等）

ランクＡに該当するほとんどのシステムに対し、改修・模擬試験を終了し、現在、２０００年問題による不具合が起きた場合を想定して危機管理計画を策定中。

#### ○外務省（旅券発行システム）

万一障害が生じた際の復旧まで要する時間に応じて柔軟に対応できるような詳細な危機管理計画を策定中。また、この間、人道的ケースで緊急に旅券を発給する必要が生じた場合にはオフラインで処理する。

#### ○法務省（登記等）

登記情報システムについては、平成１１年（１９９９年）５月にシステムに不測の事態が生じた場合の影響を最小限に止めるため登記情報システム危機管理計画を策定し、関係する地方支分部局に通知済み。

出入国記録等情報システム，出入国審査総合管理システム，在留資格審査事務支援システム，退去強制手続支援システムについては、平成１１年９月までに危機管理計画を策定予定。

○厚生省（病院情報、年金等）

国立病院・療養所においては、平成１０年１１月に作成した「国立病院・療養所等におけるコンピュータ西暦２０００年問題対応実施要綱及びマニュアル」に基づき、平成１１年３月末までに全施設において危機管理計画を策定済み。なお、危機管理計画は、最新の情報を踏まえ、継続的に改訂を行うことが必要であることから、平成１１年７月に「国立病院・療養所におけるコンピュータ西暦２０００年問題危機管理計画モデル例」を策定し、これに基づく改訂作業を指示したところ。なお、本モデル例は、広く民間医療機関等における活用に資するため、厚生省ホームページへ掲載している。

国立病院等総合情報ネットワークシステム（HOSPnet）の危機管理計画は、平成１１年６月に策定済み。また、年金給付システム及び適用・徴収システムの危機管理計画については、本年８月末までに策定予定。さらに、援護システムについては、システム構築時に２０００年問題への対応済みであり、本年３月に模擬テストを実施したところ、とくに問題はなく、現在危機管理計画の策定中。

○通商産業省（特許等の電子申請システム等）

国民生活や企業活動に密接に関連する３１システムのうち、平成１１年６月３０日現在、貿易保険関連１１システムを除く２０システムについて危機管理計画を策定済み。貿易保険関連１１システムについては、８月末までに策定予定。

危機管理計画においては、２０００年問題に起因する不具合発生を把握し、その影響を防ぐための修正措置等の作業を迅速に行うためのシステムの監視体制及び連絡体制、システムが復旧するまでの間の代替措置の準備などを定めている。また、２０００年問題に的確に対応していくため、今後とも個々の危機管理計画についても適宜改定を行う。

○運輸省（管制情報システム等）

「コンピュータ西暦２０００年問題に関する行動計画」に従い、航空局保有の管制情報処理システム等１２システムについて、西暦２０００年問題に係る危機管理計画書を平成１１年６月末までに策定済。

同計画では、特定要注意日には地方航空局、空港事務所、航空交通管制部等で

特別待機体制を取り、万一、障害が発生した場合に必要な各種データのバックアップ等を行うとともに、システムベンダー、電力会社、通信会社等との間で、緊密なる連絡体制を整備。また、危機管理計画書が有効に機能することを目的として、関係部署において訓練を実施。

本年12月31日から1月1日にかけての国際線及び国内線の運航に関する危機管理計画は、7月末までに策定し、国際線に係るものは8月末までに国際民間航空機関（ICAO）の承認を得る予定。

○郵政省（郵便、郵貯、保険等）

国民生活、企業活動に密接に関連する郵便、貯金、保険等の10システムについては、平成11年6月末までに危機管理計画を策定済。

危機管理計画では、不測の事態が発生した場合の復旧計画、代替措置、緊急連絡体制の整備等について策定している。

○消防庁（消防防災無線等）

消防庁と各都道府県間で災害に関する情報伝達を行う消防防災無線（地上系・衛星系）設備・防災情報システム等について、西暦2000年問題に起因して万一トラブルが発生した場合の対応及び危険日における動作確認試験の実施・待機体制等を定めた危機管理計画を策定済。

## ．地方公共団体における取組

### 1．危機管理計画策定への取組概要

都道府県において、A又はBランクと位置付けられたシステムのうち、51%のシステムについて危機管理計画が策定されており、市区町村において、A又はBランクと位置付けられたシステムのうち、13%のシステムについて危機管理計画が策定されている。なお、10月末までに都道府県では92%のシステムについて策定完了予定であり、市区町村では67%のシステムについて策定完了予定である。

また、「地域における問題」に関する対応計画については、都道府県において2団体、市区町村において178団体が策定を完了している。なお、10月末までに都道府県では93%の団体が策定完了予定であり、市区町村では49%の団体が策定完了予定である。

### 2．具体的な取組例

（保有システムに関する対応）

- ・年末年始に限らず、複数の問題発生予想日を設定し、必要な待機体制を整備。
- ・問題発生予想日に担当職員を自宅待機させ、連絡と迅速な登庁が可能な体制を確保。
- ・水道事務所において、1999年12月31日22：00までにすべての職員が職場に集合し、危機管理体制を整備。
- ・水道事業において、万一、電力の供給がストップした場合の対応について危機管理計画を策定するとともに、市町村の水道事業者との連絡体制を構築。
- ・担当課ごとに社会インフラに問題が発生した場合における業務への影響を具体的に想定し、緊急対応計画を策定。
- ・県の外郭団体において不測の事態が生じた場合の報告体制を構築。

（「地域における問題」に関する対応）

- ・電力、ガス、電気通信、指定金融機関、公共交通機関等との連絡体制を整備。
- ・区域ごとの担当職員を定め、複数の通信手段により、管内で発生した問題に関する情報収集体制を構築。
- ・県民からの問合せ窓口を県内数力所の生活センター消費生活室に設置し、県民の疑問に直接答える取組を実施。併せて県の広報誌でもPR。
- ・市広報誌、町内会を通じての啓発チラシの配布、ミニFMでの放送を活用した関連情報の提供。
- ・インターネットに2000年問題の概要、地方公共団体の取組、国の取組を紹介するホームページを開設するとともに、県民からの問合せを電子メールで受け付け。
- ・市役所内に、住民対応窓口を設置。

## ・国際機関等における危機管理に関する国際的な取組

### 1．G 8 サミットや国連等における全体的な取組

G 8 では、昨年のバーミンガム・サミット・コミュニケにて 2 0 0 0 年問題の重要性を唱って以来、数次に亘る会合を開催し、G 8 各国のみならず、世界的な取組につき意見交換を実施。今年のケルン・サミット・コミュニケでは、2 0 0 0 年問題対応の重要性を再確認するのに加え、今年後半に G 8 による危機管理計画に関する特別会議を開催することを発表。わが国はエネルギー分野の議長を務めることとなっている。現在、会議開催に向けて準備を G 8 間で行っている。

国連は、地域的及び分野別に世界を広くカバーしていることから、従来より率先して各国や地域あるいは分野別の 2 0 0 0 年問題対応を促進してきたところである。これまでに国連全加盟国、関連専門機関等を招待した全体会合を 2 回開催し、2 0 0 0 年問題対応の各国、地域、分野における事前準備及び危機管理計画策定の重要性につき意見交換を行った。また、国連のイニシアティブにより、各地域別の会合が各地で開催され、アジア地域会合はこれまでに 2 回開催されている。また、国連には、国際 2 0 0 0 年問題協力センター( I Y C C )が設立されており、わが国はエネルギー分野のコーディネーターを務めている。

### 2．金融分野における国際的取組

バーゼル銀行監督委員会では、2 0 0 0 年問題に関するタスクフォースを設立し、2 0 0 0 年問題に対処するため、様々な方策の検討や各国の動向の調査、I O S C O ( 証券監督者機構 ) や I A I S ( 保険監督者国際機構 ) 等と連携し金融機関の海外拠点に関連する 2 0 0 0 年問題対応状況の監督についての役割分担についての検討、コンティンジェンシープランの作成、2 0 0 0 年問題に関するサーベイを行っている。平成 9 年 9 月には、本問題の全体像、対応措置、留意点等を解説した「コンピュータ 2 0 0 0 年問題：金融機関及び銀行監督機関にとっての課題」を発表。

また平成 1 0 年 4 月には、バーゼル銀行監督委員会、I O S C O、I A I S、国際決済銀行( B I S ) 支払・決裁システム委員会( C P S S ) の 4 者により、共同で本問題に関する議論を行う場として、"Joint Year 2000 Council" が設立され、これまでにポリシーペーパーが出されている。

なお、2 国間において監督当局間で 2 0 0 0 年問題に関する対応状況に関する意見交換を行っている。

### ３．エネルギー分野における国際的取組

#### ○ 国際エネルギー機関（ＩＥＡ）

##### セミナーの開催

２０００年問題が石油産業に与える影響について、産油途上国等を対象とした問題意識の喚起・情報共有等を目的として、本年３月以降ベネズエラ、シンガポール、アラブ首長国連邦及びロシアでセミナーを実施。当該セミナーは、２０００年問題に係る事前対策及び危機管理計画に焦点を当てたものであり、政府機関、民間及び国営石油会社、関連装置・インフラ企業等の代表が参加。

##### 緊急時対応シミュレーション・エクササイズの実施

ＩＥＡの緊急時問題常設作業部会（ＳＥＱ）において、本年９月に、緊急時を想定したシミュレーション・エクササイズを実施予定。当該エクササイズにおける緊急時想定シナリオ中に、「２０００年問題に起因する石油供給の途絶」が盛り込まれる予定。

##### ウェブサイトを活用した情報提供等

ＩＥＡのウェブサイト上に２０００年問題専用のページを設け、石油産業及びエネルギーセキュリティへの影響の観点から、２０００年問題に関する問題意識の喚起・情報提供等を実施している。

#### ○ 国際原子力機関（ＩＡＥＡ）

ＩＡＥＡは、１９９９年３月に「２０００年問題対応達成のための基本手順」を公表。この文書は、原子力発電所の２０００年問題対応計画を策定する加盟国に対するガイダンスとして作成されたものであり、事前対策及び危機管理計画を対象としている。

また、１９９９年１０月以降にウィーンにおいて「危機管理計画に関する情報交換ワークショップ」を開催を予定。

このほか、これまで以下の取り組みを実施。

１９９８年　４月：加盟国に対してＹ２Ｋ問題の取り組みに関する質問状を発送

１０月：Ｙ２Ｋ問題に関する情報配布のための専用ホームページを開設（上記質問状に対する各国の回答も掲載）

１９９９年　１月、７月：事前対策に関する情報交換ワークショップを開催

４月以降：希望国に対して専門家レビューチームを派遣

#### ○ 経済協力開発機構・原子力機関（OECD/NEA）の取組

OECD/NEAは、世界規模の危機管理計画（原子力発電所のY2K問題に関する国際的な情報伝達と応答のシステム）に関する国際的な訓練を1999年秋に実施することを計画し、我が国を含む加盟国において調整が行われている。

このほか、これまで以下の取り組みを実施。

1998年6月：加盟国間の情報交換のための電子メールボックスを設置

1999年2月：Y2K問題国際ワークショップを開催

### **4．情報通信分野における国際的取組**

国際電気通信連合（ITU）Y2K タスクフォース BCP(Business Continuity Planning) Sub-Group において、2000年問題の危機管理計画のガイドライン及び雛形を作成し、ITUのWEB上に公開するなど啓蒙活動を実施中。

ITU Y2K タスクフォース EW(Early Warning) Sub-Group において、2000年問題に起因する異常発生時、ITUのWEB形式のデータベースに各国の電気通信事業者が異常情報を登録することにより、ITUメンバー間の情報共有を可能とすることを検討中。

### **5．交通分野における国際的取組**

#### ○ 国際民間航空機関（ICAO）の取組

アジア・太平洋地域における国際線主要交通流に係る危機管理計画の策定については、1998年11月から1999年4月にかけて7回の調整会議が行われ、国際線危機管理経路の設定、管制間隔の拡大、代替通信手段の確保等の基本原則が合意された。現在、加盟各国ではこの合意を受けてICAOとの調整及び隣接国と二国間運用協定の調整を進める等、各国毎に危機管理計画の策定作業を行っており、8月末までにICAOの承認を得る予定。

アジア・太平洋地域航空計画実施調整会議（APANPIRG）においては、各国の計画の見直しを行うとともに1999年8月末までに地域の危機管理計画を策定することとしている。